鹿児島県公報

平成31年３月29日（金）第3506号の12

鹿児島県

発　行　鹿　児　島　県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番１号
編　集　総務部学事法制課
定例発行日（毎週火，金）

目　　次

（※については例規集登載事項）

ページ

規　　則

○鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則（※）　（会計課取扱い）　1

規　　則

鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年３月29日

鹿児島県知事　　三反園訓

鹿児島県規則第30号

鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県証紙条例施行規則（昭和39年鹿児島県規則第３号）の一部を次のように改正する。

第３条の次に次の１条を加える。

（収入証紙の形式）

第３条の２　条例第４条の収入証紙の形式は，別表第２のとおりとする。

第７条中「別表第２」を「別表第３」に改める。

第16条第１項第１号中「故意又は」を「故意若しくは」に改め，同項第２号中「，形式又は刷色が改正」を「若しくは形式が変更」に改め，同条第３項中「，形式又は刷色」を「又は形式」に改める。

別表第１中「建設業者証明手数料」を

「建設業者証明手数料
地域福利増進事業土地使用権等取得裁定申請手数料
地域福利増進事業土地等使用権存続期間延長裁定申請手数料
収用適格事業特定所有者不明土地収用又は使用の

に，「別表第１危機管理局の表」を

裁定申請手数料 都市計画事業特定所有者不明土地収用又は使用の 裁定申請手数料

」

「

別表第１危 機管理防災 局の表

」に改める。

別表第２北薩地域振興局の項中「庶務を担当する主幹」を「支所長代理」に改め，同表大隅地域振興局の項中「曽於総務分室長」を「大隅地域振興局総務企画部県税課曽於市駐在機関の庶務を担当する主幹」に改め，同表を別表第３とし，別表第１の次に次の１表を加える。

別表第２（第３条の２関係）

種類	形式		
	刷色		図柄及び寸法
	地模様	文字	
１円券	にぶ赤紫	券面額及び証紙名は，黒	 縦　25.5ミリメートル 横　36.0ミリメートル
５円券	灰味紫		
10円券	にぶ青紫		
30円券	にぶ青緑		
50円券	にぶ緑		
100円券	灰味オリーブ		
200円券	暗い黄味茶		
250円券	赤紫		
300円券	灰味赤茶		
400円券	明るい茶		
500円券	黄茶		
1,000円券	紅	券面額及び県名は，黒	 縦　25.5ミリメートル 横　36.0ミリメートル
1,500円券	きはだ		
2,000円券	紫		
3,000円券	青		
5,000円券	黄緑		
10,000円券	うぐいす		
50,000円券	青紫		

別記第１号様式中

「

刷色	数量	金　額	場　所

」を「

数　量	金　　額	場　　所

」に改める。

別記第８号様式備考２中「$\frac{3.24}{100}$」を「$\frac{3.3}{100}$」に改める。

附　則

この規則中第16条の改正規定，別表第１の改正規定（「別表第１危機管理局の表」を「別表第１危機管理防災局の表」に改める部分に限る。）並びに別表第２北薩地域振興局の項及び大隅地域振興局の項の改正規定は平成31年４月１日から，別表第１の改正規定（「別表第１危機管理局の表」を「別表第１危機管理防災局の表」に改める部分を除く。）は同年６月１日から，その他の規定は同年10月１日から施行する。